

施策 2 子どもの育ち・成長を守る

1 施策の方針

- 困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。
- 学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。
- ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもたちの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

2 主な取組

(1) 子どもの育ち・成長の保障

○ 乳幼児期の教育・保育の保障（再）

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもへの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

そこで、新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、居宅訪問型保育事業等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

また、上記の施設等を利用する際の利用料（保育料）について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。さらに、平成 28 年度から、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

○ 私立幼稚園就園奨励補助（再）

私学助成を受ける幼稚園に在園する園児について、世帯の所得状況に応じた助成により入園料と保育料の負担軽減を行い、生活保護世帯や非課税世帯の低所得者の負担軽減を図ります。さらに、平成 28 年度から、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

○ 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）

子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもたちの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。

このため、本市では、保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていきます。

○学齢期以降の子どもの居場所

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、放課後キッズクラブや放課後児童クラブ等での発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

また、青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点（★）」を民間ビルのスペースなどを活用して実施しています。今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

(2) ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

○ひとり親家庭児童の生活・学習支援

母子世帯の母の50.8%、父子世帯の父の71.5%（ともに全国値）は、仕事を終えて帰宅する時間が18時以降であり、保護者が帰宅するまでの間、子どもの居場所づくりや学習支援、また、子ども1人で食事を取らざるを得ない「孤食」などを防止する取組が必要となっています。

このため、ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

また、このモデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討します。

○寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、生活スキルの習得や学習を支援する寄り添い型生活支援事業を充実します。本事業により、身近にロールモデルとなる大人が少ない小・中学生に対し、様々な世代のスタッフによる生活・学習支援を行うことにより、子どもたちが将来の目標を持つことにもつながります。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。

また、未就学児のいる家庭については、保護者が就業のため、帰宅時間が遅くなる場合には、定期的に家庭生活支援員を派遣することを可能とすることで、子どもの生活や子育てを支援します。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。

○ひとり親家庭等医療費助成

健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成します。

○就学援助・私立学校等就学奨励制度

就学援助として、経済的理由により市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。その際、申請段階での事務手続き等が円滑に進むようサポートします。

私立学校等就学奨励（★）として、市内に在住し、国立等市立以外の公立又は市内にある私立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）へ通学する方、あるいは、外国籍で市内の外国人学校（初級部・中級部）へ通学する方で、経済的な理由でお困りの方に対し学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

(3) その他の事業・取組

事業名	事業内容
乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。
横浜子育てサポートシステム	安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動。子どもを預かってほしい人が「利用会員」として、子どもを預かる人が「提供会員」として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行う。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指している。

事業名	事業内容
育児支援家庭訪問事業	区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援する。
養育支援家庭訪問事業	虐待について通報・相談等があり、児童相談所が虐待ケースとして把握し、継続支援している養育者に対し、養育者の育児不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図る。
横浜型児童家庭支援センター（★）	地域で支援が必要な家庭に対して、養育相談や一時的な預かりなど、区役所や児童相談所と連携して支援を行う。また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、将来的な全区展開を見据え、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施する。
保育所における一時保育事業等の利用料減免（★）	一時保育、休日一時保育、病児・病後児保育事業について、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の利用料を全額減免する。
寄り添い型学習支援事業（再）	生活保護世帯等の子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進める。
日本語指導が必要な児童生徒への支援	日本語教室の設置や国際教室担当教員配置校の運営により、外国籍・外国につながる児童生徒への適切な教育的支援を実施する。また、日本語指導の必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校へ、非常勤講師や外国語ができる補助指導員を配置する。
母子生活支援施設	18歳未満の児童を養育している母子世帯で、さまざまな事情から環境面・生活面等の支援を必要とする場合に入所させ、日常生活や就労・子育ての支援等を行い、母子の自立を支援する。

☆コラム～横浜型児童家庭支援センターの地域支援～☆

横浜型児童家庭支援センターは、養育に課題があり、継続した支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、専門的な相談や一時的な預かり等の支援を提供する機関です。区役所、児童相談所等の地域の関係機関と連携を深めながら、「手を差し延べる」支援機関としての役割を担います。

現在、市内に6か所ある児童家庭支援センターにおいても、区役所・児童相談所や学校等と連携しながら、地域で子育ての悩みや相談などを聞いて、解決に向けての助言や支援を行なっています。そして、地域にとって身近で親しみやすい場所になるよう、さまざまなイベントを各児童家庭支援センターで開催し、地域の子育て家庭との関係をつくりながら養育支援に取り組んでいます。

今後は利用者が利用しやすい場所への設置も検討しながら、地域に根差した支援を推進していきたいと考えています。